

第2次太子町 男女共同参画推進計画

令和2年度～令和11年度

— 改訂版 —

だれもが互いに尊重し合い
参画する和のまち“たいし”



男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

令和2年3月
令和7年3月 改訂
大阪府太子町

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の形成にあたっての基本理念と、国や地方公共団体及び国民の責務が示されました。平成20年1月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市町村において被害者保護の基本計画を策定することが努力義務となりました。また、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、豊かで活力ある社会の実現に向けて、女性の活躍が期待されています。

本町では、平成22年3月に「太子町男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて取り組んできました。令和2年3月には少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、大きく変化する社会や家庭の状況を踏まえ、「第2次太子町男女共同参画推進計画」を策定しました。こうした中、令和6年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されるなど、社会情勢の変化などを踏まえた内容に見直し、さらに計画を推進していくため、第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版（以下、「本計画」という）を策定するものです。

II 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

本計画は、本町における男女共同参画社会の実現に向けた行政運営の基本指針となるものであり、「太子町男女共同参画推進条例（第10条第1項）」に基づき策定し、「第5次太子町総合計画」を上位計画とする、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画で、「男女共同参画社会基本法（第14条第3項）」に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

また、本計画の一部を「女性の職業生活における活躍についての計画（市町村推進計画）」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な計画（市町村基本計画）」、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に位置づけます。

2 計画の期間

本計画の計画期間は令和2年度を初年度とし、令和11年度までの10か年とします。また、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。なお、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、令和6年度に中間見直しを行いました。

3 基本理念

平成22年3月に策定した「太子町男女共同参画推進計画」では、「男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造」を基本理念として掲げ、太子町における男女共同参画社会のさらなる推進に向けた取組を進めてきました。このたび、第2次太子町男女共同参画推進計画では、これまでの町の歩み、また今後本町が対応すべき課題を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

だれもが互いに尊重し合い参画する

和のまち“たいし”

住民のだれもが性別にかかわらず互いに尊重し合うように、性の区分にとらわれない学習や個性を尊重した教育、仕事と生活の調和の実現に向けた取組、安心して暮らすことのできる環境の整備、あらゆる暴力・ハラスメントを根絶するまちづくりに参画する太子町をめざします。

また、本町では、今も息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりに活かす、和のまち“たいし”をめざしています。ここでいう「和」とは、お互いの違いや立場を認めつつ、支え合いながら、多様な主体が参画し共通の目標をもってまちづくりの実現を進めていく「協働」のあり方をさしています。



Ⅲ 施策の基本方針と計画の推進

基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等観を形成していくことが必要不可欠となります。そのためには、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、対等な関係を築いていくための意識をもつことが重要です。

男女共同参画の実現に向けて、男女平等についての啓発活動や教育、性の多様性に対する理解の促進に取り組みます。

施策1-1 男女平等についての啓発の推進

施策1-2 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進

施策1-3 性の区分にとらわれず、自己実現のできる生涯学習の推進

施策1-4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進

施策1-5 性の多様性に関する教育・啓発の推進

目標数値

指標	策定時値 令和元年 (2019)	改訂時値 令和6年 (2024)	目標値 令和11年 (2029)
①「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について否定的*な人の割合 (住民意識実態調査結果より)	61.9%	69.2%	80%
②「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」について否定的*な人の割合 (住民意識実態調査結果より)	37.5%	52.3%	60%

*「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現【女性活躍推進計画】

男女がともに、家庭と仕事、地域での生活を充実させることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざす必要があります。国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、「仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」がめざすべき社会の1つとして挙げられています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消や、育児・介護などをしながら働き続けることができる環境づくりに取り組めます。

施策2-1 家庭生活における男女の共同責任の促進

施策2-2 働きやすい環境づくり

目標数値

指標	策定時値 令和元年 (2019)	改訂時値 令和6年 (2024)	目標値 令和11年 (2029)
①「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (住民意識実態調査結果より)	24.2%	29.6%	70%
②「雇用の機会や働く分野」における男女の地位が平等だと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	18.4%	21.8%	30%

基本目標3 男女共同参画によるまちづくり【女性活躍推進計画】

あらゆる分野において男女共同参画を実現するためには、政策・方針決定の場への女性の参画を推進していく必要があります。また、地域活動や社会活動の場において、男女がともに活躍できる環境づくりも重要な視点となります。

審議会委員などへの女性の参画の促進、町における女性職員の積極的な管理職への登用などを通して、男女共同参画によるまちづくりを推進します。

施策3-1 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進

施策3-2 政策・方針決定機関への男女共同参画の推進

施策3-3 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進

目標数値

指標	策定時値 平成31年 (2019)	改訂時値 令和6年 (2024)	目標値 令和11年 (2029)
①庁内の女性管理職（課長補佐以上）の割合*	14.3%	30.8%	40%
②審議会などの女性委員の割合*	19.5%	28.7%	50%

* 4月1日時点

基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備 【困難女性支援基本計画】

性別、年齢、障がいの有無、家庭環境などに関わらず、だれもが安心して暮らすことのできる環境づくりは、男女共同参画社会の実現に向けた基盤となります。

人権尊重についての意識啓発や、生涯を通じた健康に対する支援、援助を必要とする人たちを地域で支える支援体制の充実に取り組み、一人ひとりが自分らしく健やかに暮らすことのできるまちづくりに努めます。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行され、日常生活または社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を推進するため、当事者に寄り添った相談支援に努めます。

施策4-1 男女の人権に対する理解の促進

施策4-2 生涯を通じた健康に対する総合的な支援

施策4-3 援助を必要とする人たちへの自立支援

施策4-4 ひとり親家庭の福祉の充実

目標数値

指標	策定時値 平成30年 (2018)	改訂時値 令和5年 (2023)	目標値 令和11年 (2029)
①子育て支援センター利用者数 (親・子両方を含む)	1,687人	3,374人	3,500人
②介護予防普及事業の参加者数	4,208人	4,099人	5,000人
③地域介護予防活動支援事業の参加者数	6,414人	9,422人	10,000人
④就労移行支援（障がい福祉計画）	4人	3人	5人

指標	改訂時値 令和6年 (2024)	目標値 令和11年 (2029)
⑤女性相談支援員の設置	1人	設置 (1人以上)
⑥困難女性支援事業における相談ケース数（累計）	6件	25件
⑦何らかの相談窓口を知っている人の割合 (住民意識実態調査結果より)	86.3%	90.0%

基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】・【困難女性支援基本計画】

国の「第5次男女共同参画基本計画」において、「女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する」ことが、改めて強調されています。配偶者や交際相手など身近な者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）は、男女の経済力、社会的地位などの格差が存在するあらゆる場面において乱用されます。更にはSNSなどの普及などを背景に、若年層ではデートDVのように、暴力の形態が多様化している傾向があります。

あらゆる暴力・ハラスメントの根絶に向けて、意識啓発を行うとともに、女性相談支援員による被害者に対する継続的な相談支援と保護体制の整備に努めます。

施策5-1 配偶者などからの暴力（DV）への対策の充実

施策5-2 セクシュアル・ハラスメントへの対策の充実

施策5-3 あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化

施策5-4 関係機関との連携

目標数値

指標	策定時値 令和元年 (2019)	改訂時値 令和6年 (2024)	目標値 令和11年 (2029)
①配偶者や恋人などから「平手でうつ」行為を受けた時、どんな場合でも暴力だと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	71.6%	71.8%	80%
②配偶者や恋人などから「相手の交友関係や電話を細かく監視する」行為を受けた時、どんな場合でも暴力だと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	52.8%	56.7%	70%
③「結婚予定や出産予定をたびたび聞くこと」がセクシュアル・ハラスメントだと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	33.3%	43.9%	50%
④『「交流・交友関係が派手だ」などと性的なうわさを流すこと」がセクシュアル・ハラスメントだと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	63.8%	62.6%	80%

かくしゅそうだんまどぐち あんない 各種相談窓口のご案内

たいしちょうやくば ない そうだんまどぐち 太子町役場内の相談窓口

- 男女共同参画に関すること 住民人権課
- 困難な問題を抱える女性に関すること 住民人権課
- 配偶者暴力に関すること 住民人権課
- 人権に関すること 住民人権課
- 上記4項目に係る事象で、国や大阪府との連携に関すること 住民人権課
- 雇用に関すること 観光産業課
- 家事、育児、ひとり親家庭の支援に関すること 子育て支援課
- 介護、高齢者の自立生活の支援に関すること 福祉介護課
- 障がいのある人への支援に関すること 福祉介護課
- 妊娠・出産・育児に関すること いきいき健康課
- 健康づくりに関すること いきいき健康課
- 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに関すること いきいき健康課
- 学校教育に関すること 教育総務課
- 生涯学習センターなどにおける生涯学習の支援に関すること 生涯学習課

た そうだんまどぐち その他の相談窓口

おおさかふじょせいそうだん 大阪府女性相談センター

所在地：大阪市中央区大手前1丁目3-49 ドーンセンター3階
相談日時：月～日曜日 9時から20時（祝日・年末年始は休み）
電話番号：06-6949-6022、06-6946-7890
FAX：06-6940-0075

おおさかふとんだばやし こ かてい 大阪府富田林子ども家庭センター

所在地：富田林市寿町2丁目6番1号（大阪府南河内府民センタービル内）
相談日時：月～金曜日 9時から17時45分（祝日・年末年始は休み）
電話番号：0721-25-1131（代表）
FAX：0721-25-1173

がいこくじん じんけんそうだんじょ ぜんこく ほうむきょく 外国人のための人権相談所…全国の法務局

太子町の管轄法務局：大阪法務局富田林支局
所在地：富田林市甲田1丁目7番2号 電話番号：0721-23-2432

第2次太子町男女共同参画推進計画 改訂版 【概要版】

令和2年3月

令和7年3月 改訂

発行：太子町

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地